

分頭税（定額人頭配賦税）制度下の貢租粟

館長補佐（学芸員） 砂川 玄正

1. はじめに

平良市史編纂や宮古郷土史研究会が発足し、本格的に宮古の歴史研究が始まって20数年の年月が経過している。この間には研究者や関係機関の努力により多くの史資料が発掘され、『沖縄県史』や『平良市史』『多良間村史』『城辺町史』等に収録されている。これらの史資料等の解説が進む中でこれまで常識的に語られきた宮古史の通説に多くの疑問が生じている。特に近世時代～近代初期の税制については、史資料の乏しかった20数年前の伝承的歴史認識で通説が語られており、この辺りで通説と史資料とを照合して検証を行い、これまでの通説を補足改訂する時期にきているように思われる。この項では近世時代から近代初期までの税制度の変遷、①代懸（地租税）制度②頭懸（人頭税）制度③分頭税（定額人頭配賦税）制度下の琉球王府への貢租粟を中心に、その数量や石高＝生産可能高に対する比率等を明らかにし、これまでの通説・俗説を検証する一助としたい。

2. 代懸（地租）制度下の貢租粟（1611年から1636年）

琉球侵攻後、薩摩は琉球の検地に着手し1611年には宮古の検地を終了した。その結果、宮古の石高が定められた。この際の宮古の石高は1万7千石余に査定されていたようで、1629年になって慶長検地目録から宮古の6,000石余が減じられて、1611年の宮古の石高1,1288石余・貢租粟1,150石余と訂正された。1611年から1636年まで、琉球王府へ納める貢租粟は代懸で以て徴収されていた。

『沖縄県旧慣租税制度』は「慶長検地以来寛永十三年迄ハ時々藩庁ヨリ吏員ヲ渡航セシメ實際ニ就テ土地ノ異動開墾ヲ視察シ、物成ヲ究メ本島地方ト同シク代懸ヲ以テ年々ノ納額ヲ定メタルモノナリ」と記す。即ち、1611年から1636年までは、時々、王府から役人が宮古に派遣されて土地の異動・開墾地・休耕地などを視察し、田畑からの収穫物を調査して、沖縄本島と同様に代懸を以てその年の上納高を定めていたと記されている。

これを裏付ける例として、1625年の玉那覇親雲上の来島があげられる。『御財制』は「天啓五乙丑年故玉那覇親雲上罷渡物成究有之候時、納粟貳千百五拾四石五斗貳升才取立有之、高壹石二壹斗八升五合八勺代」（1625年、玉那覇親雲上が来島して田畑の収穫物を調査した時、上納粟2,154石5斗2升2才を徴収した。高1石に付き1斗8升5合8勺の代懸である。）と記す。

又、『御当国御高並諸上納里積記』も「宮古嶋上納之儀、寛永二乙丑年、玉那覇親雲上渡

海ニテ物成究之時、代懸を以納粟貳千百五拾四石五斗二升二才取立有之。」(宮古島の上納の事、1625年、玉那覇親雲上が宮古に渡り田畑の収穫物を調査した時、代懸を以て上納粟2,154石5斗2升2才を徴収した。)と記している。

この3史料を重ね合わせると

①1611年から1636年までは、時々、王府から役人が派遣されて、開墾地や廃耕地などを視察し、田畑からの収穫物を調査した上、代懸で以てその年の上納粟を徴収していた。

②その例として1625年には玉那覇親雲上が来島、田畑からの収穫物を調査して、代懸を以て上納粟2,154石余を徴収した。

③1625年の代懸は高1石につき1斗8升5合8勺であった。逆算すると1625年の宮古の石高は11,592石余だったということになる。

1畝・1反当たりの石盛(地価)に田畑の畝・反(面積)を掛けたのが高(石高)、代(代押入)とは『旧慣租税制度』によれば「旧藩税制ニ於テ適當ニ税率ト称スベキ代押入ナルモノ」で当時の税率のことである。その税率の算出方法は「初メヨリ税率ヲ定メテ納額ヲ算出シタルニアラス、従前ノ納額ヲ高ニ割付クルノ」方法をとる。即ち、先に税を徴収し、その上納額を石高で割ったのが当時の税率となる。

1625年の代は高1石につき1斗8升5合8勺、即ち、石高の18.58%の税率だったということになる。

(例) 1611年の石高11,288石・貢租粟1,150石

田畑面積2,163町6反6畝、人口4,780人=1戸5人とする=956戸

1戸平均田畑=21,636反6畝÷956戸=1戸約22反

1反当たりの石盛(地価)=11,288石÷21,636反6畝=5斗2升余

代(税率)=1,150石÷11,288石=0.101=1石につき1斗1合の粟徴収。

1戸の石高=石盛5斗2升余×22反=11石4斗4升

1戸の貢租粟=11石4斗4升×0.101=1石1斗5升5合

※1611年の例だと1戸平均22反の田畑を有して、1戸平均1石1斗5升5合の粟上納だったということになる。

1625年、玉那覇親雲上が来島して、納粟2,154石余を徴収した。これは高1石につき1斗8升5合8勺の代懸で、逆算すると1625年の石高は、11,592石余だったということになる。この間に王府は1611年の慶長目録に相違のあることに気づき、1628年には薩摩の指示に従って金武王子を薩摩へ派遣し慶長目録を訂正。その結果、宮古の石高から6,000石余が減じられ、1629年には新たに目録が下されて、1611年の宮古の石高は11,288石余と改められた。即ち、慶長目録での宮古の石高は1万7千石余に査定されていたということになる。1611年から1628年までの間、徴収税の不足分は王府が補足していた。

このことについて『御当国御高並諸上納里積記』は次のように記している。

寛永六巳己年、御目録高減少被仰付候事

慶長御目録高之内、相違之儀有之。右御目録可差登由、寛永五戊辰年依御下知、以金武王子被差上申候二付、六千石六斗九升被召減、久長御判之目録御改被下候。』

(対訳) 1629年、御目録高の減少を指示された事。

慶長目録高の内に相違があつて右の目録を届けるよう1628年に指示があり、金武王子を上国させたところ、6千石6斗9升減じられ、久長押印の目録を改めて下された。

琉球国内知行高目録写

沖繩嶋

高五万七千九拾石九斗三升

宮古嶋

◎高壹万千弍百八拾八石壹斗弍升六合

(他の島々は省略する)

惣合高八万三千八拾五石三斗壹升

右知行之事、永々進置候間、可有御承知也

寛永六巳己八月廿一日

家久御在判

中山王

※慶長御高之内、宮古嶋高相違之儀有之、六千石余被召除由候、其御算用目録下座二相見得候也。

(対訳) 琉球国内知行目録写

沖繩嶋

高57,090石9斗3升

宮古嶋

◎高11,288石1斗2升6合

(他の島々は省略する)

合計高8,3085石3斗1升

(中略)

1629年8月21日 家久御在判

中山王

※慶長目録高の内、宮古島の石高に相違があり6千石余差し引いた。その御算用目録が後方に記されている。

「慶長御目録高之内、六千石余被召減候御算用目録之事

御算用目録

高八万三千八拾四石九斗四升五合九勺六才

右之外

高六千四拾石九斗弍升四合弍勺

右者宮古嶋高相違二付、此節先被召除置候。後日御沙汰可有之由候。

寛永五年五月十三日

児玉源介殿

新納翰田次官判

本田伊予守

町田縫故判

(対訳) 慶長御目録高の内、6千石余を差し引いた御算用目録の事

御算用目録

琉球の石高 83,084石9斗4升5合9勺6才

右の他

石高 6千40石9斗2升4合2勺

右は宮古島の石高に相違があり、この節差し引いておいた。後日、御沙汰があるであろう。

1628年1月13日

児玉源介殿

新納翰田次官判

本田伊予守

町田縫故判

※この差し引いた石高を1629年の御目録に引当てて少々石高に変動が出ている。

宮古嶋 一、同壹万千貳百八拾八石壹斗貳升九合九勺 内 田方 五百九拾七石三升九合二勺四才 畠方 壹万六六百九拾壹石九升六勺六才	(対訳) 宮古嶋 現高 11,288石 (1斗2升9合9勺) 内訳 田方 597石 (3升9合2勺4才) 畠方 10,691石 (9升6勺6才)
---	--

以上の経緯を経て、1611年の宮古の石高は11,288石余に訂正された。

『宮古の民俗文化』に記す「与那国古文書」や『宮古島取調書』（明治27年）の記録は1629年に訂正された「宮古の石高11,288石余」の説明であろう。

『宮古の民俗文化』は「与那国古文書」について、次のように記している。

先島の「本竿」に就いては明治三十六年ごろ鳩間島で郵便局長の職にあった梅公氏第二、崎原孫助氏（沖縄銀行宮古西里支店西原久雄氏の祖父、郷土史研究家で故人）の「与那国古文書」の中にも次の通り収録されている。

「(前略) 慶長十五年鹿児島藩より宮古全島田畑、宅地検地の上、総反別二千壹百六十三町六段六畝歩とし、この高一万二千二百八十八石一斗二升九合九勺と定め、これに対する貢租千百五十石四斗一升三合六勺四才賦課したるもの」にて、当時に於ては一般通り（琉球本島同様）徴収せられしが、寛永五年に至り同年の地租を基の儘据え置き翌年度より人頭税に改定せられたるものなり云々」

又、『宮古島取調書』も同様な内容で次のように記している。

一 粟千百五十石四斗二升三合六勺四才本租 士族平民正男負担

是ハ鹿児島藩ヨリ慶長十五年宮古全島田畑宅地検地之上、惣反別貳千百六拾三町六反六畝歩、此高壹萬壹貳百八拾八石壹斗貳升九合九勺ニ被定、是ニ対スル貢租粟千百五十石四斗貳升三合六勺四才ヲ課セラレ、当時地租ナリシモ全嶋惣人口四千七百八十人僅少キ人口ヲ以テ耕作地ヲ荒蕪地ニ荒蕪地ヲ開拓、三四年耕作又荒蕪地ニ帰セシメ、耕地一定セサル為年々税額ニ異動ヲ生シ、徴税上頗ル困難ナルヲ以テ寛永五年度ノ地租ヲ其儘据置、翌六年度ヨリ人頭税ニ被改

更に『琉球新報（明治35年10月1日）』も「税制の事」のみだして同様の内容を掲載している。

「慶長十五年鹿児島藩より宮古全島田畑宅地検地の上総反別二千壹百六十三町六段六畝歩とし、この高一万二千二百八十八石一斗二升九合九勺と定めこれに対する貢租千百五十石四斗一升三合六勺四才賦課したるものにて当時に於ては一般通り（琉球本島同様）徴収せられしか寛永五年に至り同年の地租を基の儘据え置き翌年度より人頭税に改定せられたるものなり」

この3史料とも「慶長15（1611）年の宮古の総反別を2,163町6反6畝、石高11,288石余、貢租1,150石余」と記し、『宮古島取調書』は当時の人口までも「4,780人」と記しており、極めて貴重な史料であるが、いずれの史料もこの石高11,288石余の査定が1611年に行われたかのような事実誤認のもとに記されている。それ故「寛永六（1629）年に人頭制に改められた」と記しているが、寛永5（1628）年は慶長目録の相違のため金武王子が薩摩に上国した年であり、寛永6（1629）年は目録から6千石余の石高が差し引かれて、宮古の石高が11,288石余に改められた年である。頭懸（人頭税制）に改められるのは寛永14（1637）年の事。明らかに事実誤認と思われる。即ち、この記録そのものは1629年に訂正された1611年の石高の説明であり、これまで大幅に見積られていた石高から6千石余が差し引かれ、1629年に慶長検地の石高が11,288石余に改められたことに関する記録である。

これらの史料によれば、

1611年の宮古の石高 11,288石1斗2升9合9勺

田畑・宅地反別 2,163町6反6畝

貢租 1,150石4斗1升3合6勺4才

人口 4,780人

※1反当たりの石盛=約5斗2升余と訂正されたことになる。

(11,288石1斗2升9合9勺÷21,636反6畝=5斗2升1合7勺)

ここで1反当たりの石盛=約5斗2升余を『御当国御高並諸上納里積記』『沖縄県旧慣租税制度』の慶長検地の際の「琉球の村位別割付高」を見ると、

上村 上島 1畝分大豆1斗2升=1反 1石2斗

中島 1畝分大豆1斗 =1反 1石

下島 1畝分大豆8升 =1反 8石

中村 上島 1畝分大豆1斗 =1反 1石

中島 1畝分大豆8升 =1反 8斗

下島 1畝分大豆6升 =1反 6升

下村 上島 1畝分大豆8升 =1反 8斗

中島 1畝分大豆6升 =1反 6斗

下島 1畝分大豆4升 =1反 4斗

※1反5斗2升余

※〔下村の中島1反6斗と下島1反4斗の間の査定〕

訂正された1611年の宮古の島の1反=約5斗2升余は下村の中島と下島の中間の査定で、琉球でも最も低い方の割付け高となっている。〔この村位の石盛（地価）に畝反（面積）をかけた数値が高（石高）である〕

この1反当たりの石盛5斗2升について、『宮古農民の人頭税廃止運動』は「人頭税の苛酷である理由の第一は、生産額を実際の倍以上に見積って石高をきめたことにあると考えられる」とし、更に「検地の段階でとった石盛が、実際の生産高よりも過大に見積られた為に、税率の低いのは見せかけのものとなった。検地帳作成後、宮古の分に違算があったとして、総石高から六千石を減じたことも、或はこれと関係するところがあるのではなかろうか」と記す。

この記述からすると『宮古農民の人頭税廃止運動』も「11,288石余・1反5斗2升余の査定」が1611年に行われたかの如き事実誤認を起こしている。「検地の段階でとった石盛が、実際の生産高よりも過大に見積られ」ていたのは事実で、検地帳作成後の1629年にはその相違の6千石余を減じて、その結果が「11,288石余・1反5斗2升余の査定」である。1629年の時点では1611年の石高は生産可能高に近い妥当な石高に訂正されたはずである。頭懸（人頭税制）がしかれるのは石高が訂正された以後、1637年のことである。

又、『宮古の民俗文化』も、この5斗2升余の査定について「右（与那国古文書）に依り宮古の総反別と総生産高と対照して、1段歩の生産高を割り出せば5斗2升余になり、これは耕作田畑に、宅地等までも加えて割り出した一段に対する生産ゆえ実際に耕作面積の田畑のみを対象とする時、1段に対する総生産高は1石以上の過重額であったということがわかる」と記す。更に同書グラビアの部分では「琉球全島各村の生産石高が慶長検地の結果決まったので、最初は4公6民の税率によって賦課されたが、後々には8公2民に迄増税される結果となった。寛永14年には再び先島の人口を調査し、従来沖縄本島同様に割り当てていた貢租を、人頭に割付けるようになった。」とまとめ、1637年の頭懸（人頭税制）が8公2民でスタートしたかの如く記している。

これらの認識は更に「平良市史第一巻通史編1」に引き継がれ〔結局慶長検地における宮古島の「前竿」は、1万1,288石1斗2升9合9勺となった。この前竿が慶長年間に決定されたものか、あるいは寛永十四年の人頭税賦課の時、再調査の上査定されたものか、不明である。生産高に対する貢租高の歩合は比較的低率にみえ、慶長課税初期の貢租額は1,127石8斗6升余となったが、相変わらず生産高が過剰に見積られているため、貢租高の歩合は低くみえても実際は高率であった。〕と記し、更に『上野村誌（創立40周年）』も「実際の生産高より過大に見積もられた検地の石高によって定額が定められ」と記している。この重課説が今日では通説化しているのである。

3、「石高が生産高の2倍以上の査定」に対する疑問。

ここで何故「1反当たり5斗2升余の査定だと過大な見積り」となり、「実際に耕作面積の田畑のみを対象とした時、1段に対する総生産高は1石以上の過重額」になるのか、疑問が生じてくる。

『宮古島取調書』によれば、

1611年 宮古全島の田畑宅地 2,163町6反6畝
貢租粟 1,150石4斗2升3合6勺4才
人口 …………… 4,780人である。

これを基に1611年の実質的生産高・生産高に対する貢租率を推算してみる。

『規模帳』によれば、近世の百姓・士族の家屋規模は

百姓本家9坪・台所4坪=13坪

士族本家16坪・台所6坪=22坪 程度である。

仮に当時の家庭を1戸平均5人とすると、4,780人÷5人=956戸である。1戸平均宅地を200坪（敷地100坪・裏畑100坪）与えるとして、956戸全体の宅地総面積は

$200\text{坪} \times 956\text{戸} = 191,200\text{坪} = 637\text{反} = \text{約}63.7\text{町}$ となる。

宮古全体の田畑面積は、田畑宅地面積から宅地面積を差し引くと、

$2,163\text{町}6\text{反}6\text{畝} - \text{約}63\text{町}7\text{反} = \text{約}2,100\text{町} = 21,000\text{反}$ で、

※1反当の査定=宮古の石高11,288石余÷21,000反=1反約5斗3升8合となり

『宮古の民俗文化』の記す「一段に対する総生産高は一石以上の過重額」とはならない。

(1)『正租軽減理由書』によれば、明治24年の1反当り粟の収穫高は平均2斗8升3合。

(2)『一木書記官取調書』によれば、明治26年の1反当り粟の収穫高は平均1斗6升。

※『宮古農民の人頭税廃止運動』は「5斗2升を倍以上の見積もり」=平均2斗6升余とする。以上の粟収穫高を基準にして、実質的生産高・貢租率を推算すると、

宮古全島の実質的生産高

① $21,000\text{反} \times 2\text{斗}8\text{升}3\text{合} = 5,943\text{石}$ （正租軽減理由書）

② $21,000\text{反} \times 1\text{斗}6\text{升} = 3,360\text{石}$ （一木書記官取調書）

※ $21,000\text{反} \times 2\text{斗}6\text{升} = 5,460\text{石}$ （宮古農民の人頭税廃止運動）

全体の実質的貢租率

① $1,150\text{石余} \div 5,943\text{石} = 0.194 = \text{約}19.4\%$ （正租軽減理由書）

② $1,150\text{石余} \div 3,360\text{石} = 0.342 = \text{約}34.2\%$ （一木書記官取調書）

※ $1,150\text{石余} \div 5,460\text{石} = 0.211 = \text{約}21.1\%$ （宮古農民の人頭税廃止運動）

1戸平均田畑の持ち高

① $21,000\text{反} \div 956\text{戸} = 21.967 = \text{約}22\text{反}$

② 1戸平均田畑の収穫粟（全耕作地に粟を栽培した場合の生産高）

① $22反 \times 2斗8升3合 = 6石2斗2升6合$ （正租軽減理由書）

② $22反 \times 1斗6升 = 3石5斗2升$ （一木書記官取調書）

※ $22反 \times 2斗6升 = 5石7斗2升$ （宮古農民の人頭税廃止運動）

1戸平均上納高

$1,150石余 \div 956戸 = 1石2斗$

◎ $(1,150石 \div 11,288石 = 代0.101 \quad 22反 \times 5斗2升 \times 代0.101 = 1石1斗6升5合)$

1戸平均の実質的貢租率

① $1石2斗 \div 6石2斗2升6合 = 0.193 = 約19.3\%$ （正租軽減理由書）

② $1石2斗 \div 3石5斗2升 = 0.34 = 34.1\%$ （一木書記官取調書）

※ $1石2斗 \div 5石7斗2升 = 0.21 = 21\%$ （宮古農民の人頭税廃止運動）

以上の推算から、

1611年の宮古の田畑宅地面	2,163町6反6畝
1戸平均宅地	200坪
総戸数	1戸5人家族として、956戸（人口4,780人）
総宅地面積	約63町7反
総田畑面積	約2,100町
1戸平均田畑	約22反
1戸平均貢租	粟1石2斗
1戸平均貢租率	19.3%から34.1%の間

1611年の実質的生産高3,360石から5,943石の間

実質的貢租率 19.3%から34.1%

その間に『宮古農民の人頭税廃止運動』の

実質的生産高 5,460石、

実質的貢租率 21%がくる。

◎ 実質的な貢租率でも「8公2民」にはならない。

以上の推算はあくまでも、1年間、全耕作地に粟を植えたと仮定しての推算である。しかし、この推算には大きな事実誤認があることに気づくべきである。

1反当たり5斗2升をもとに『宮古農民の人頭税廃止運動』は「生産高の倍以上の見積り」との認識を示す。この認識に基づけば当時の生産高は約2斗6升余（ $5斗2升 \div 2 = 2斗6升$ ）で、その倍の見積りだったということになる。

『沖縄県政改革及正租軽減請願書』によれば、明治24年の1反当たりの粟の平均生産高は2斗8升3合である。同請願書は「明治24年の畠地1反の粟収穫高は平均2斗8升3合、

上村3斗、中村2斗5升、下村2斗前後で、上男一人につき5反を耕作するに過ぎない。」と記し、『沖縄県宮古島正租軽減理由書』は「明治24年の統計に基き1反歩の平均収穫2斗8升3合5勺として計算せしに此価格金1円80銭余」「1反歩の収穫額1円80銭余、1反歩の正租額4銭19厘余、収穫額百に対する正租額の割合23.24%」と記す。

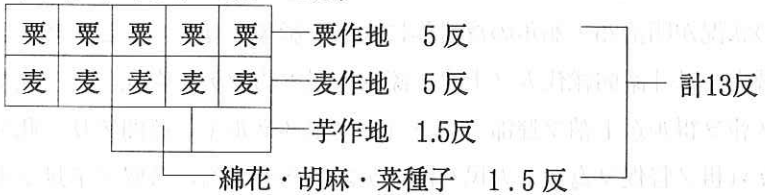
又、この人頭税廃止の請願を受けて明治政府の派遣した一木書記官の『取調書』は明治26年の統計によれば「1反歩の粟の収穫は1斗6升」と記している。低生産高+重税=貧困を強調する『請願書』さえ「明治24年の粟収穫、上畑3斗、中畑2斗5升、下畑2斗前後、平均2斗8升3合」をしきりに強調しているのに、何故か明治26年は1斗6升との報告である。ここで『沖縄県統計資料』により1反当り平均粟収穫高（多良間島を除く）を算出すると、明治24年は2斗9升、明治25年は1斗5升、明治26年は1斗7升、明治27年は2斗1升3合、明治28年は2斗5升8合、明治29年は2斗6升5合である。何故か明治25・26年の両年だけ2斗以下の収穫となっている。明治25年には砂糖による民費の代納、明治26年には名子廃止・人頭税廃止騒動が昂揚し11月には農民代表らが国会請願のため上京した年である。宮古においては役人士族と農民とが対立、農民は正租のみを上納し、役人を困らせるため蔵元に納める所遣等の租税を滞納する運動を強化している状況下にある。これらの状況が明治25・26年の農耕作に大きな影響を与えたことが考えられる。一木書記官『取調書』は「請願総代人ノ上京ニ際シ人民ト約シテ、尙人ニ付三俵ヲ上納シ、余ハ請願採否ノ報ヲ得ル迄上納ヲ遲滞スヘキコトヲ定メタルヤノ風聞アリ、此約束ニ基キタルニヤ、屢々貢租ノ督促ヲ為スモ人民ハ断シテ之ニ応ゼズ為ニ公費ノ不足ヲ来タシ、蔵元事務ノ運轉ヲ阻礙スルノ状況ニ至リタルヲ以テ旧慣未納処分ヲ行フヲ決シ（略）未納処分ヲ執行シタルニ、此事各村ニ伝ハルニ及ンテ、人民ハ茲ニ始メテ誤解ヲ語（悟）リタルモノノ如ク、民心稍方向ヲ改メタルノ形蹟アリ（略）」と記す。又、『廢藩時代実況』も「各村平民共ガ奢驕テ暴乱ヲ起シ、上下ノ区別ナクシテ士ト百姓ト各威勢ヲ争、士族ノ活計上ヲ困難セントノ慮アル、以来、粟作不登、年々困難シタルハ上下不和睦故ナラン」と記している。即ち、農民代表の上京の際、農民たちは請願が成功するまでは蔵元に納める公費の滞納を決め、粟作も行わず、滞納を断行したが、「国会ハ停会トナリ何事モ又不言シテ空シク帰郷」。蔵元は「旧慣未納処分ヲ行フヲ決シ」未納処分を執行したことから、農民たちは（公費を納めなくても済むという）誤解に気づき、ようやく以前のように方向を改めたということである。蔵元が未納処分の執行を強行したことから慌てて以前のように粟の生産に取り組んだということであろう。『沖縄県地方制度改正ノ件』も「宮古島島民ヲシテ著ク貢租滞納ノ弊ニ陥ラシメタルハ、畢竟、同島に渡航セル他県人（中村十作）ニシテ、漫ニ貢租公費ノ重苛ヲ唱ヘ減税ノ請願ヲ議會ニ呈出セシメタル者アリタル結果、全島ノ納税者ヲシテ暗ニ請願ノ採用ヲ期待スル情を懐カシメタルニ因ル」と記している。明治25・

26年の粟収穫 2 斗以下は農民たちの粟作放棄の結果であり、明治24年の下畑 2 斗前後を下回るもので例外的な数値と考えられる。明治27年からは 2 斗 1 升 3 合、28年は 2 斗 5 升 8 合、29年は 2 斗 6 升 5 合と以前の収穫高に戻っていくが、ともあれ、宮古の畑 1 反では平均 1 斗 6 升から 2 斗 8 升 3 合の粟収穫が可能だったということになる。

以上の粟生産高から、『宮古農民の人頭税廃止運動』の「1 反の生産高 2 斗 6 升余」は 1 斗 6 升から 2 斗 8 升 3 合の範囲内で妥当な数値であり、当時の畑 1 反当りの粟生産高は 2 斗 6 升余とみていいであろう。そうすると、検地査定 1 反 5 斗 2 升余は生産高 2 斗 6 升余の 2 倍に査定されたということになり、【1611年の石高11,288石は実質的には半分の5,644石／1629年の石高11,592石は実質的には半分の5,796石／1635年の石高12,458石は実質的には半分の6,229石】となるのだが…

ここで『農務規模帳』に士族・百姓の畑持ち高・農作物栽培割付面積が指導されているので図示してみる。『農務規模帳』は「士族・百姓正人の畑=13反」を所持するよう指示し、畑13反の内の「5 反に粟、5 反に麦、1.5反に芋、1.5反に綿花・胡麻・菜種子」を栽培するよう指導している。

◎〔士族・百姓正人（上、中人）の畑=13反〕



※ 1 年間の総生産高 = 13反 × 2 斗 6 升 = 3 石 3 斗 8 升余

この13反の耕作地に仮に粟を栽培し、平均「1 反 2 斗 6 升余」の生産値を用いて、1 年間の総生産高は〔13反 × 2 斗 6 升余 = 3 石 3 斗 8 升余〕だとする。又、同様の計算で1611年の総生産高は〔21,636反 6 × 2 斗 6 升余 = 5,625石 5 斗 1 升 6 合〕と算出する。即ち、〔畑の反数 × 1 反平均収穫 = 1 年間の総生産高〕とするのだが、これはどこの国・どこの島の農業なのだろうか。

先に宮古の 1 反当たりの割り付けが 5 斗 2 升余で、琉球の中でも下村の下畠と中畠の中間の査定となっており、琉球でも最も低い方の査定であることを述べたが、この査定の基準に使用されたのは大豆・下大豆及び麦である。田の場合は米での査定・畠の場合は大豆（下大豆）麦を基準にして慶長検地の査定は行われている。大豆（下大豆）・麦で以て地価を定め、これに対して大豆・下大豆・麦・粟などを租税として徴収するシステムである。宮古の場合は粟が租税の対象となる。それ故、宮古では租税用の粟栽培を重視するのだが、かといって、粟だけを宮古の人々が栽培するわけではない。『李朝実録』の「朝鮮漂民の見聞録（1477年）」は宮古島には「稻・黍（きび）・粟・麦などの穀物、蒜（にんにく）・

西瓜（すいか）・茄子（なす）・蹲鴟（いも）・薑（しょうが）などの蔬菜類がある。」と記す。又、14・15世紀頃の住屋遺跡からは炭化米・麦・豆などの遺物が出土。『河充氏系図家譜正統』は萬曆25（1597）年に「島帰自唐芋持渡島中流布也（唐より芋を持ち渡り島中に流布した）」と記している。即ち、宮古には近世以前から米・粟・麦・黍・豆などの穀物があり、1600年代の早い時期には芋も普及している。

内、『農務規模帳』は粟・麦・芋など当時の主食の栽培を指導しているが、これらの作物の栽培期間は粟が10月・11月から4月・5月、麦は9月・10月から2月・3月で、芋は年に最低3回は輪作できる作物である。即ち、これらの作物は冬から春にかけての作物で、栽培期間は半年内である。この期間には台風の襲来は殆どなく、この間に主食の確保を指導している。麦だと2月・米粟だと4月に初穂をつける。それ故、『御嶽由来記』（1705年）は「2月中に麦初穂祭・4月中に米粟初穂祭」、即ち、麦米粟ブーズを執り行うことを記している。仮に全耕作地に粟を栽培し〔13反×2斗6升=3石3斗8合〕とすると、これは冬から春の半年間の生産高である。後の夏から秋の半年間には、豆類（大豆・下大豆・小豆・落地豆・いんろう豆）、雑穀類（黍・稗）、芋、果菜類などの生産栽培が行われている。『宮古島近古文書』は「申年の飢饉」の条項の中で「①6月17日の台風のと旱魃が続いて、芋・豆かずらが枯れかかり、8月11・13日の嵐で悉く吹き飛ばされて芋・豆類が全て不作したこと。②9月11・12日に相応の雨が降ったので麦・粟を時節に遅れることなく蒔き入れさせた」と記し、「子年の飢饉」の条項でも「①7月8日の台風・旱魃で芋かずら・唐黍・豆類も吹き損じたこと。②8月20日の台風で芽生えてきた芋かずら・野菜類が悉く吹き損じたこと」が記されている。夏から秋にかけて、宮古では芋・唐黍・豆類・野菜類が生産栽培されていたことを裏付けるものである。

上記の1年間の宮古の農業形態を図示すると次のようになる

〔9月・10月から4月・5月〕

粟	粟	粟	粟	粟	粟作地	5反	(10月～4月)	} 計13反
麦	麦	麦	麦	麦	麦作地	5反	(9月～2月)	
					芋作地	1.5反	(4か月)	
					綿花・胡麻・菜種子	1.5反		

※半年間の生産高=13反×2斗6升=3石3斗8升余

〔5月・6月から9月・10月〕

黍	黍	黍	稗	稗	高黍・稗畑地	5反	} 計13反	
豆	豆	豆	豆	豆	豆作地	5反		(5月～7月) (大豆・下大豆・小豆・落地豆)
					芋作地	1.5反		(4か月)
					果菜類	… 1.5反		(2・3か月)

※半年間の生産高=13反×2斗6升=3石3斗8升余

◎1年間の総生産高=13反×2斗6升×2回(1毛・2毛)=6石7斗6合余
=〔畑の反数×1反平均収穫高×2回〕

即ち、宮古の農業は2毛作(或いは多毛作)農業であり、〔1年間の総生産高=畑の反数×1反平均収穫高×2回〕=〔13反×2斗6升×2回=6石7斗6合余〕と計算すべきであろう。これまでの計算〔13反×2斗6升=3石3斗8升余〕には、「仮に10月から4月までの半年間で粟・麦を栽培したら」という前提が脱落しており、さらに「4月から9月或いは5月から10月までの半年間に、豆類・高黍・稗・果菜類を栽培したら13反×2斗6升」の夏場半年間の生産高が計算に入っていないということである。即ち、半年間の粟・麦の収穫高のみを宮古の農産物の総生産高と勘違いして「石高が生産高の2倍に査定されている」との誤った通説を創りだしている。検地の際の査定が1反5斗2升余ならば、〔5月から9月までの2斗6升余〕+〔10月から4月までの2斗6升余〕=2斗6升余×2回=5斗2升余となり、検地査定1反5斗2升余は概ね妥当な数値となる。従って、1611年の石高11,288石・1635年の石高12,458石は概ね妥当な数値となるはずである。

4、頭懸(人頭税)制度下(1637年から1658年)の貢租粟

1635(寛永12)年、薩摩の御朱印高不足による「寛永の盛増」が行われ、この年査定された貢租高をもとに1637年から1658年まで頭懸(人頭税)制度が施行された。このことについて『沖縄県旧慣租税制度』は「寛永12年、薩藩ハ御朱印高不足ヲ告クルヲ理由トシ、其補充トシテ草高六千百拾九石及上木高千六百七拾九石ヲ増加シ、合計九万八百八拾参石余ト為シ、更ニ此ノ目録ヲ交付シタリ。(中略)其後、寛永十四年ニ至リ宮古八重山両島ノ人員ヲ調査シ從來本島地方ト同シク石高ニ割付シタル貢租ヲ人頭ニ割付ケテ徴収スルコトニ改メタリ。」と記し、更に「寛永十三(1636)年人口ノ調査ヲ為シ翌十四(1637)年ヨリ人頭ニ賦課スルコトトナシタリ。而シテ当時如何ナル方法ニ依リテ賦課シタルモノナルヤハ今日記録ノ見ルヘキモノナシト雖トモ、爾後、万治二(1659)年ニ至ル迄、二十二年ノ間、前後四回ノ人頭調査ヲナシ、其都度、粟及反布ノ納額ニ増減ヲキタシタル趣キ記録に存スルモノアルヲシテ、之ヲ察スルニ、一人ニ付キ何程ト云フ定率ヲ定メ賦課シタルモノノ如シ。」と記している。

即ち、1635年に薩摩の御朱印高不足による「寛永の盛増」が行われて宮古の石高(12,458石)・貢租高(3,367石)が査定された。1636年には宮古・八重山の人口調査を実施し、1637年から頭懸の制(人頭税制度)を施行した。どのような方法で賦課したの記録がないので明らかではないが、1659年までに4回の人口調査が実施されており、その都度、粟・反布の納額に増減が生じていることから、一人につき何程かの定率を定めて賦課したもの

のようだと記している。

これを裏付ける史料として『御財制』『御当国御高並諸上納里積記』があげられる。『御財制』は「寛永の盛増」について「寛永十二乙亥年、御朱印高不足ニ付盛増上木高相加、都合九万八百八拾三石九斗壹合貳勺七才被定御老中御連名之目録被召下候」（1635年、御朱印高不足につき盛増・上木高を加えて、琉球の石高総計は9万883石9斗1合2勺7才と定められ、御老中連名の目録を下された。）と記し、「頭懸の制度」については「崇禎九丙子年、御當国初而人数改有之、其翌年より頭懸之配當有之、以来四ヶ度ツツ改迄ハ人数ニ随穀物反物共多少（変動）有之候」（1636年、初めて人口調査を行って、その翌年から頭懸（人头税）にした。以来、4回の人口調査があり、人数の多少に従って穀物・反物に変動が生じていた。）と記している。

又、『御当国御高並諸上約里積記』も同様の内容で「同（寛永）拾二巳亥年、御朱印高御不足之由にて盛増高并上木高御取立、御目録被召改候」と記し、「寛永拾三丙子年、御当国初て人数改有之。其翌年より頭懸之配當ニ被仰付置候。其以来四ヶ度之改迄ハ、人数に応じ穀物反物多少有之候」と記している。

1635年（寛永12）年、薩摩の御朱印不足による「寛永の盛増」が行われ、琉球においては石高7,798石（盛増6,119石＋上木高1,679石）の増加があり、琉球の石高の総計は90,833石余となった。この結果、宮古の石高も12,458石余（前竿11,288石余＋盛増831石余＋上木高339石余）に見積られ、内、貢租高は3,367石余（本租粟3,301石余＋口粟66石）と査定された。貢租高3,367石余の内訳は、粟納1,150石余（本租粟1,127石余＋口粟22石）・残る2,216石余分（本租粟2,173石余＋口粟43石）は反布納である。2,216石余分の反布の種類と反数は、直上布（後に白上布と改称）2,411疋・本上布（後に白中布と改称）116反・直下布（後に白下布と改称）2,228反・本下布314反、総計5,069反である。

1635年の「寛永の盛増」について『御当国御高並諸上納里積記』は

宮古島

本高増共 壹万貳千百拾九石四斗九升七合六勺八才

但、以前は代懸之支配ニ為被仰付置候処、寛永拾四丁丑年より頭懸の支配ニ被召成候。

上木高 三百三拾九石貳斗壹合壹勺九才

但、此上木高都て宝為・はせを・唐苧之地より取立置、御当地諸間切諸嶋上木高二八前条之訳を以、本高同前之支配ニ被仰付置候。

（対訳）宮古島

本高・盛増 12,119石4斗9升7合6勺8才

但し以前は代懸（地租）制度であったが、寛永14（1637）年より頭懸の制度（人头税制）に変えた。

上木高 339石2斗1合1勺9才

但しこの上木高は、全て宝為敷地・芭蕉敷地・唐苧敷地から徴収し、沖縄本島諸間切・諸離島とも、上木高は前条の理由で本高同様に頭懸制度とした。

と記している。

※1635年・宮古の石高

【本高・盛増高12,119石余+上木高 339石余 合計 12,458石余】となる。

また、石高12,458石余に対する貢租高についても、

宮古嶋

寛永目録表 上木高籠ル、高壹万二千四百五拾八石七斗八升八合八勺七才
一、納粟 三千三百六拾七石五升八合七勺二才
内、貳千二百拾六石六斗三升五合八才 布代籠ル
外、諸出米は上座地下・諸離一手二取立置候。

(対訳) 宮古島

寛永目録表 上木高を含む。高12,458石7斗8升8合8勺7才
1、粟納 3,367石5升8合7勺2才
内、2,216石6斗3升5合8才は布代に含める。
他、諸出米は沖繩本島・諸離島とも本租と同時に徴収する。

と「寛永目録表」を掲載している。

※石高12,458石に対する貢租粟

貢租 3,367石余

内訳 粟納 1,150石余

反布納 2,216石余分

白上布 2,411疋・白中布116反

白下布 2,228反・本下布314反 合計5,069反

即ち、人頭税制度がしかれた1637年から1658年まで、粟納=1,150石余・反布納=5,069反(白上布・白中布・白下布・本下布)が王府への貢租であった。基本的に正人男の負担する1,150石余の粟納の石高に対する比率は $[1,150石 \div 12,458石 = 0.092 = \text{約}9.3\%]$ である。宮古の蔵元に納める所遣と称する税があるが、近世を通じてその数値を記す史料が確認されていないので、ここでは触れないことにする。反布納数5,069反は、1647年に「本下布」の上納が廃止され、その分、白下布243反が加えられて、白上布2,411疋・白中布116反・白下布2,471反=反布総数4,998反の反布納となった。1637年から約20年間、人頭税制度がしかれたが、この制度だと税収が一定しないため、1659年には分頭税(定額人頭配賦税)制度が施行された。

5. 分頭税（定額人頭配賦税）制度下の貢租粟

1659（万治2）年、1637年に施行された頭懸の制（人頭税制）に代って分頭税（定額人頭配賦税）制が施行された。このことについて『沖縄県旧慣租税制度』は「万治二（1659）年、藩庁ハ更ニ吏員ヲ派シ其ノ前年ノ納額ヲ標準トシ、爾後、年々ノ納額ヲ粟参千参百六拾七石（口米を含む）ト定メ、其内、千百五拾石及之ニ対スル斗立蔵役人心付併ニ総高ニ対スル重出米ヲ粟納トシ、残り式千式百拾六石ヲ反布ニ換ヘ、白上布式千四百拾壹疋（丈以下ヲ切捨）、白中布百拾六反、白下布式千四百七拾壹反ヲ以テ年々ノ納額ト定メタリ。（中略）乃チ、今日ノ定額人頭配賦税の基礎是ニ成レリ。当時、何故ニ斯クノ定額ニ改メタルヤニ付テハ、或ハ藩庁年々ノ収入ニ異動ナカラシメンカ為ナリト云フモノアリ。或ハ移住ヲ禁センカ為ナリト云フモノアリト雖トモ要スルニ皆憶測ニシテ今日ニ於テ抛ルヘキ旧記ノ存在スルモナキカ故ニ明白ナラス」と記している。

即ち、王府は1637年に人頭税制を施行したが、年々、粟・反布の納額に増減がでて税収入が一定しないことから、1659年には正人人口の増減にかかわらず、毎年の貢租高を粟3,367石の定額とし、その内、粟納は1,150石余・残りの粟2,216石余分は反布納として白上布2,411匹・白中布116反・白下布2,471反＝総計4,998反の反布を毎年の定額納とした。

この時点で、人頭税制は終わっており、1659年から1902（明治35）年までは人頭税制に代わって、分頭税（定額人頭配賦税＝男女4ランク別割勘）制が施行された。

このことについて『御財制』は「崇禎九丙子年、御當国初而人数改有之、其翌年より頭懸之配當有之、以来四ヶ度ツツ改迄ハ人数ニ随穀物反物共多少（変動）有之候処、順治十六巳亥年、故喜屋武親方渡海ニ而物成究之時、粟反物共量数相究、人数之増減無構定納申付置候」（1636年、初めて人口調査を行って、その翌年から頭懸（人頭税）にした。以来、4回の人口調査があり、人数の多少に従って穀物・反物に変動が生じていたが、1659年に故喜屋武親方が来島して農作物を調査した時、粟・反物ともその数量を調べ、人数の増減に関わりなく定納にした）と記している。

又、『里積記』も「寛永拾三丙子年、御當国初て人数改有之。其翌年より頭懸之配當ニ被仰付置候。其以来四ヶ度之改迄ハ、人数に応じ穀物反物多少有之候処、万治二巳亥年、喜屋武親方渡海ニて物成究之時、穀物反物雜物とも人数増減無構量数御定、（中略）、雜物之儀ハ、宝永七庚寅年、奥武親雲上渡海ニて調部之時、式度夫ニテ相調候筋ニ被定置、尔今其通ニて候」（1636年、琉球で初めて人口調査が行われ、その翌年から頭懸（人頭税）を仰せ付けられた。以来、4度の人口調査までは人数に応じて穀物・反物・雜物とも変動があったが、1659年、喜屋武親方が来島して農作物を調査した時、穀物・反物・雜物とも人数の増減に関わらず数量を定額とした。（中略）雜物については1711年に奥武親雲上が来島して調査を行った時、二度夫で調達することが定められた。）と記している。

1659年以後、毎年の貢租高は粟3,367石の定額となった。その内、粟納は1,150石余・反布納は4,998反である。その後、1711年には二度夫と称する労役が課せられ、フクイ筵・アダン筵・ツノマタなどの雑物を調達することになったが、1729年にはこれを賃米「夫賃粟」に代え、1737年には一人につき粟8合4勺余を賦課。定額粟「839石」を王府への上納とし、残りの粟は凶年に備えて村の貯穀（貯蓄）とした。

1727（享保12）年、薩摩による琉球の「享保の盛増」が行われ、その結果、琉球の石高に3,346石の増加があり琉球の薩摩に対する貢租も増加したが、王府は琉球内における本租税は変更せず、附加税を賦課して対処した。宮古では1749年に五出米（御賦米・荒欠地米・新盛増出米・牛馬出米・在番出米）と称する附加税「定額514石」が徴収されたが、1874年には「牛馬出米・在番出米」が免除され「御賦米・荒欠地米・新盛増出米」は「重出米（粟）」と称されて定額「466石余」の徴収となった。

このことについて『沖縄県旧慣租税制度』は1749（寛延2）年の規模帳を基に「宮古島ヨリ本租トシテ納ムヘキ粟ハ寛永12（1635）年目録ノ12,458石ノ高ニ対シ3,301石起ナリ。而シテ之ニ付随シテ徴収スベキモノ三アリ。」と記し、

本 租	3,301石	}	3,367石	}	総計 粟4,599石
口 米	66石				
重出米	466石	}			
斗立蔵役人心付	766石				

と記している。（口米とは年貢の上納に来た百姓の飯料に充てる穀物。斗立とは枡の山盛分・蔵役人心付とは穀類を扱う蔵役人の手当のことである。）

この粟4,559石の内、粟納は1,939石である。

本 租	1,127石	}	1,150石	}	粟納 1,939石
口 粟	22石				
重出米	466石	}			
斗立蔵役人心付	323石				

※高12,458石に対する比率=1,939石÷12,458石=0.155 =約16%

残り2,659石分は白上布・白中布・白下布の反布納となる。

本 租	2,173石	}	2,216石	}	反布納 2,659石分
口 粟	43石				
斗立蔵役人心付	443石	}			

※この粟2,659石分の反布の内訳は

白上布	2,411疋	}	総反布数・4,998反となる。
白中布	116反		
白下布	2,471反		

因みに『貢反布沿革調』（宮古郡教育部会）によれば、これら反布の製糸日数・製織日数は

※白上布1疋（幅52cm・長さ16.7m）
◎製糸日数=糸積（糸つなぎ）18日・糸紡（糸よりかけ）5日=23日間
◎織布日数=貫巻1日・布織日数5日・布煮1日・布晒日数3日=10日間
※白中布1反（幅39.4cm・長さ11.4m）・白下布1反（幅39.4cm・長さ10.6m）
◎製糸日数=糸積（糸つなぎ）10日・糸紡（糸よりかけ）3日=13日間
◎織布日数=貫巻1日・布織日数3日・布煮1日…………… =5日間
となっている。

※1729年の人口24,206人、仮りに5人家族とすると戸数=4,841戸
総計反布4,998反を各戸の母親に賦課すると、約1.03=約1反の反布納。
粟納1,150石を各戸の父親に賦課すると、約2斗3升7合の粟納となる。
※1820年の人口28,743人、仮りに5人家族とすると戸数=5,748戸
総計反布4,998反を各戸の母親に賦課すると、約0.869 =約0.87反の反布納。
粟納1939石を各戸の父親に賦課すると、約3斗3升7合の粟納となる。

6、人口増加に伴う新村誕生と耕作地の増加

『宮古島取調書』によれば、1611年の宮古の人口は4,780人である。人頭税制が施行されて10年後の1647年の人口は8,768人（出典不詳）、1659年には分頭税制が施行されるが、その後人口は急激に増加して1729年の宮古の人口は24,206人（『八重山島年来記』）となる。この間、人口の増加に伴って新村が次々と誕生する。1658年には久貝村・与那覇村・荷川取村、1686年には川満村・佐和田村、1714年には嘉手刈村、1716年には保良村・野原村・大浦村、1725年には長間村が誕生、更に人口は増加して1820年の宮古の人口は28,743人（『琉球一件帳』）となる。この間の1737年には国仲村、1743年頃には比嘉村・新城村、1766年には仲地村・長浜村・前里村・西里村などの新村が誕生している。人口が増え、新村が次々生まれたということは新村に住む人々の分、原野の開墾がなされ、田畑など新しい耕作地が増大したことが考えられる。

1874（明治7）年には西原村・福里村が誕生する。内、西原村について『富川親方規模帳』は「池間村の人口が1,800人余に増え、本村だけでは居住しがたくなっているので、1874年に正男女290人余を大浦村前方の横竹という所に移住させ、新たに西原村を設けた」

と記し、この西原村の村立てに当たっては「其遷居セシ際、二ケ年ノ間ハ免税セラレ、一ケ年は半税ヲ免セラレテ新村ノ費ニ充テシム」と『上杉県令先島巡回日誌』は記している。又、『農務規模帳』は各村の正男の内、上男・中男の畑の持ち高を13反、下々男は6反4畝の畑を確保するように指導しているが、このことについて『宮古島庶民史』は西原村の土地台帳（明治31年、戸数139戸）を基に正女・正男の畑の持ち高を調べ、「1か村持地合計2,215反727、戸数139、1戸平均16反012」「右表によれば、正男女1人宛の持ち地は大体、規定通り維持されていることがわかる。すなわち、当局としては新村立開墾をする場合に数個の大結組を造り、各結組によって開墾を進め、新開土地は各結組の正男正女持ち地の規定に比例して配地されたことと思われる。更にこの大結組の開地は毎年時期を決めてなされたので「ふじ嶺」における或る世帯の持ち地でも2・3カ所または数カ所に散在してその持ち地が1カ所にまとまっていることないのである。これは毎年大結組作業が行われて、その度毎に配地が行われたことを示すものである。」と記している。1658年から1874年の間に19か村の新村が誕生しているが、新村の村立に当たっては上記のような行政配慮がなされたものと思料される。

1727（享保12）年、薩摩による琉球の「享保の盛増」が行われた。このことについて『沖縄県旧慣租税制度』は「薩藩ハ領内一般ニ検地ヲ命令セリ、慶長以来百余年ヲ経タルヲ以テ耕地ノ増加ヲ生シタルモノアルヘキカ故ニ検地ヲ為シ税源ヲ増サント為シタルナリ。然ルニ沖縄ニ於テハ冊封使渡来ノ為メ少カラサル費用ヲ要シタルノミナラス、大早風雨ノ為メ生民大ニ疲弊セル折柄、其状況ヲ具シテ延期ヲ要請セリ。薩藩ハ之ヲ容レ検地ハ延期シタルモ耕地ノ増加セルハ必然ナルヲ理由トシ、寛永十二年盛増高ノ半額、乃參千參百四拾六石の増高ヲ命シ、合計九万四千貳百參拾石ト為シ更ニ目録ヲ交付セリ。」と記している。更に「其後、藩庁ハ元文二（1731）年ニ至リ検地ニ着手シ、十四年ヲ経テ寛延三（1751）年ニ結了セリ。此結果ハ竿入帳ニ明カニシテ田畑共反別ニ非常ノ増加ヲ見ルニ至リシ」と耕作地の増加について記している。

これを受けて『新稿・沖縄の歴史』（比嘉春潮）は「1750（尚敬38）年に行われた検地の結果が、竿入帳となって残っている。（中略）田畑合計20,492町歩で、これを慶長検地を本にした検地帳と較べてみると、田が2.26倍、畑が2.5倍、両方合算で2.43倍になっていて、一世紀半に沖縄の耕地が約2倍半近くになったことがわかる。もっともこの統計は先島の分は除かれている。極めて大ざっぱであるが、単純に石高だけで推算してみると、両先島で5,389町歩という数字が出る。」と記している。

人口増加とともに新村が次々と誕生、それとともに宮古の耕作地も増加し、1700年代には1635年査定の上回る石高12,458石を上回る石高になっていたと思料されるが、王府は「享保の盛増」後も、石高増に伴う薩摩への貢租増税を考慮して1635年「寛永の盛増」時の石

高12,458石・本租高3,367石を変更せず、「出米」と称する附加税で対処した。

1659年から1736年までは

貢租粟 本租1,150石+斗立及蔵役人心付323石=1,473石

※石高12,458石に対する比率は $1,473石 \div 12,458石 = 0.118$ =約12%

1737年から夫賃粟「839石」をプラスして、

貢租粟 本租1,150石+斗立及役人心付323石+839石=2,312石

※石高12,458石に対する比率は $2,312石 \div 12,458石 = 0.185$ =約19%

1749年から五出粟「514石」をプラスして

貢租粟 本租1,150石+斗立及役人心付323石+839石+514石=2,826石

※石高12,458石に対する比率は $2,826石 \div 12,458石 = 0.226$ =約22.6%

1874年から五出粟減額し重出粟「466石」に訂正して

貢租粟 本租1,150石+斗立及役人心付323石+839石+466石=2,778石

※石高12,458石に対する比率は $2,778石 \div 12,458石 = 0.223$ =約22.3%

1700年代以降、耕作地の増加に伴い石高も12,458石を上回る石高になったとすると、この比率の数値は実質的にはより低い数値となるはずである。

7、廃藩置県（1879年・明治12年）後の貢租粟

（1）明治15年の貢租粟

1874（明治7）年以降、宮古の貢租粟は基本的に〔本租3,301石+口米66石+重出粟466石+斗立及蔵役人心付766石〕=粟4,599石となった。その内、基本的に正男の負担する粟納は〔本租1,127石+口粟22石+重出粟466石+斗立及蔵役人心付323石〕=1,939石、残る2,659石分〔本租2,173石+口粟43石+斗立及蔵役人心付443石〕は基本的に正女が負担し、白上布2,411疋・白中布116反・白下布116反・白下布2,471反=4,998反の反布納である。

『上杉県令先島巡回日誌』（明治15年8月）によれば、明治15年の宮古の人口29,091人、戸数6,195戸、貢粟1,616石6斗3升2合、反布納2,216石6斗3升4合（この反布1,263疋・1,527反=2,790反）、夫賃粟839石の内、58石2斗7升7合は雑物納・28石9斗2升9合は反布納となっている。

貢粟1,616石余の内訳は、本租1,150石+重出米466石=1,616石余である。これに斗立及蔵役人心付323石を加えると1,939石となる。

反布納2,216石余分の1,263疋・1,527反=2,790反は、県庁の都合により基本的な貢租反布「白上布2,411疋・白中布116反・白下布2,471反」=4,998反を一定の換算率で「白上布1,263疋、白中布・白下布・成換反布（細上布・縮布・木綿布）など1,527反」=2,790反に成換した反数である。

即ち、明治15年の県庁への貢租粟は1,616石余（本租1,150石＋重出粟466石）で、夫賃粟839石を加えると合計2,455石である。石高12,458石（1635年査定）に対する比率は〔2,455石÷12,458石=0.197〕で約19.7%となる。仮に6,195戸の父親に平等に賦課すると、各戸3斗9升6合の負担となる。

斗立及蔵役人心付323石は蔵元歳入であるが、これを加えると総計2,778石。石高12,458石（1635年査定）に対する比率は〔2,778石÷12,458石=0.223〕で約22.3%、仮に6,195戸の父親に平等に賦課すると、4斗5升1合の負担となる。

貢租反布について、王府時代には、「白上布・白中布・白下布は王府の都合で一定の率を以て細上布・縮布・木綿布などに成換できた。その種類と反数は前年に指定してきた」。ところが、上杉県令先島巡回後の明治16年、明治政府は「毎年、新規の縞柄を注文すると織女が不慣れなため品質粗悪になる恐れがある」との理由で、明治17年以後は種類や反数を一定不動のものとした。筋の通った理由であるが、結果的には商品価値の低い白上布・白中布・白下布の反数を最小限に抑え、市場で高価な紺細上布等の成換反布を増加してこれを義務づけた。即ち、紺細上布1,131反・白細上布182反・白縮布10反、白木綿布168反と定め、役人・士族の反発を避けるためか、白上布790疋・白中布55反・白下布294反は士族の負担とし、比較的織りの難しい紺細上布等は平民の負担とした。明治5年以後、薩摩に送られていた貢租は東京に送られ国庫歳入となっており、白上中下布を多く取るよりも本土市場で高値で取り引きされる紺細上布等を増反するのが得策と考えたからであろう。

因みに、『上杉県令先島巡回日誌』に記された明治15年の宮古の粟・反布を含む輸出品・輸入品の種類・数量は下記の通りである。

〔輸出の部〕

粟	5000石	紺細上布	1700反	阿旦葉二間筵	400枚	牛皮	200枚
麦	300石	白細上布	400反	フクイ二間筵	150枚	馬	150頭
下大豆	30石	上布	800疋	久葉団扇	5000本	牛	30頭
胡麻	10石	中布	50反	伊良部鰻	250斤	豚	70頭
		下布	300反	海鼠	320斤	山羊	50頭
		木綿紺布	50反	海人草	300斤	白菜	100斤
		白木綿布	300反	ヒハツ	6斗	角俣	700斤

※穀物では粟5000石・麦300石・下大豆30石が輸出されているのに注目したい。

※反布では紺細上布1700反・白細上布400反・上布800反ほか中布・下布・木綿紺布・白木綿布など計3600反の反布が輸出されている。

※馬150頭・牛30頭・豚70頭・山羊50頭・牛皮200枚などの家畜が輸出されている。牛肉・馬肉・豚肉・山羊肉・白菜・角俣などは当時の宮古の日常的な食物であった。因みに『宮古島近古文書』によれば明治14年には公認の屠殺場や肉売場も開設されている。

※客観的にみて、粟5,000石・麦300石、反布3600反・家畜・牛皮等を輸出できる島の人々が果して飢えて芋をすすったりするのだろうか？

〔輸入の部〕

塩	800俵	鍋釜	300個	茶	500俵	柱木	700本
昆布	14,000斤	杉板	600坪	傘	400本	真苧	800斤
百田紙	100束	藍玉	14,000斤	芭蕉紙	900束	西洋罌	5000斤
瓶	600本						

※製塩は宮古でも狩俣村・伊良部島で行われていたが、島内需要を充たすため島外からの移入もなされ、明治21年からは販売もされるようになった。

※島内には大木が育たず公共施設の材木・板などは殆ど島外移入に頼っていた。

※生活必需品の鍋・釜・傘・瓶なども移入されている。

(2) 明治25・26年頃の貢租粟

明治25・26頃の宮古の人口・戸数・貢租民費・田畑面積等を記した史料に『宮古島取調書』『沖縄県正租軽減理由書』『一木書記官取調書』がある。

◎『宮古島取調書』は

①「宮古島各村戸数並人口（明治26年1月調）」

人口（明治26年1月調）

35,046人 内訳 男17,654人・女17,392人

戸数 7,238戸

②「貢租民費各村別負担表（明治25年度）」は

貢租2,693石360 民費2,602石451 胡麻11石657 綿花345斤

貢租反布 紺細上布1,131反、白細上布・縮布192反、白木綿布303反

白上布790反、白中布・白下布349反

③「宮古島田畑その他調（全島総計）」は

田=82町5反5畝08 畑=7,713町2反4畝19 原野242町6反4畝09

藪敷=233町1反9畝21 萱場=552町7反 杣山=3,372町1反4畝

◎『沖縄県正租軽減理由書』は

①「田反別=82町6反、畑反別=7,713町3反、宅地=409町9反」

②「明治25年統計書」によれば、「藍畑=25町8反、甘蔗畑=119町3反」

「明治24年統計書」によれば、

※粟畑=2,864町、収穫粟8,121石、1反平均収穫粟=2斗8升3合5勺

※1反の収納額=2斗8升3合=1円80銭0334

※1反の正租税=41銭926

※収納額百に対する正租額=0.232=23.2%

※1反の所得額=1円38銭408

◎『一木書記官取調書』は

① 田反別=82町5反強 畑反別=7,713町2反強 宅地反別=409町9反弱
と記している。

上記3資料とも、田面積82町5反、畑面積7,713町2反余=77,132反と記し、『沖縄県正租軽減理由書』は「畑77,132反の内、粟畑（粟植付総面積）は2,864町=28,640反、その収穫粟は8,121石で1反平均収穫粟=2斗8升3合5勺」と記している。即ち、畑面積77,132反の内、37%の畑28,640反に粟を栽培して8,121石の収穫を得たということである。『宮古島取調書』によれば明治25年の貢租・民費は「貢租粟2,693石360+民費2,602石451=5,295石8斗1升1合」となっている。37%の畑の収穫粟から貢租・民費を上納すると「8,121石-5,296石」=2,825石余の残粟となる。仮に全畑77,132反に10月から4月までの半年間、粟を栽培した場合、「77,132反×1反・2斗8升3合」=21,828石余の収穫粟となる。これから貢租・民費「5,295石余」を差し引くと「21,828石-5,295石」=16,533石余の残粟となる。また、その比率は「5,295石÷21,828石」=0.242=24.2%である。即ち、全畑に粟を栽培するとすれば、全畑24.2%（約18,666反）の収穫粟で貢租・民費とも上納できた計算である。そして、この粟栽培は10月から4月までの半年栽培で、5月から9月までの半年間は、もう1回、全畑77,132反を利用して豆類・高黍・芋・野菜などの作物を栽培することが可能である。即ち、宮古の農業形態は基本的には2毛作農業であり、全畑77,132反だと、1年間では「77,132反×2回」=154,264反の畑利用面積となる。貢租・民費に要する粟畑18,666反は、年間畑利用面積からすると「18,666反÷154,264反」=0.121=12.1%の畑面積の半年利用ですむ計算である。

『平良市史第8巻・補遺編』に「宮古島旧慣租税制度」（明治25年4月26日宮古島役所長吉村貞寛氏報告）が収録されている。この資料で初めて「所遣」や「個人負担高」の数値が確認できる。この資料によれば明治25年の正男の貢租粟は

◎上村・平民上男（21才～40才）	上村・士族上男（21才～40才）
上納 2斗3合9勺9才	上納 2斗3合9勺9才
出米 4升4合5勺1才	出米 4升4合5勺1才
所遣 1斗7升7合3勺6才	学校費 1升6合3勺9才
学校費 2升2合9勺5才	※合計 <u>2斗6升4合8勺9才</u>
※合計 <u>4斗4升8合8勺1才</u>	
◎上村・平民中男（41才～45才）	上村・士族中男（41才～45才）
上納 1斗7升4合8勺5才	上納 1斗7升4合8勺5才
出米 3升8合1勺5才	出米 3升8合1勺5才
所遣 1斗5升2合3才	学校費 1升4合5才
学校費 1升9合6勺7才	※合計 <u>2斗2升7合5才</u>
※合計 <u>3斗8升4合7勺</u>	
◎上村・平民下男（46才～50才）	上村・士族下男（46才～50才）
上納 1斗4升5合7勺1才	上納 1斗4升5合7勺1才
出米 3升1合7勺9才	出米 3升1合7勺9才
所遣 1斗2升6合6勺9才	学校費 1升1合7勺
学校費 1升6合3勺9才	※合計 1斗8升9合2勺
※合計 <u>3斗2升5勺8才</u>	
◎上村・平民下々男（16才～20才）	上村・士族下々男（16才～20才）
上納 5升8合2勺8才	上納 5升8合2勺8才
出米 1升2合7勺2才	出米 1升2合7勺2才
所遣 5升6勺8才	学校費 4合5勺8才
学校費 6合5勺6才	※合計 <u>7升5合5勺8才</u>
※合計 <u>1斗2升8合2勺4才</u>	

この内、最も税の高い上村・平民上男（21才～40才）の税粟は4斗4升8合8勺1才である。これに夫賃粟2斗8升8合を加えると総上納高は「7斗3升6合余」となる。

『沖縄県宮古島々費軽減及島政改革請願書』は「理由書」の中で「宮古における畑1反の収穫粟は、上畑で約3斗・中畑で2斗5升・下畑で2斗前後。上男一人につき5反を耕作するにすぎない」と記し、『沖縄県正租軽減理由書』は「畑77,132反の内、粟畑（粟植付総

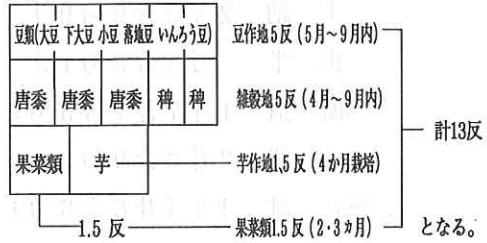
面積)は2,864町=28,640反、その収穫粟は8,121石で1反平均収穫粟=2斗8升3合5勺」と記している。

◎ここで、先の『農務規模帳』に示す正男の畑持高(13反)・農業形態を図式すると

※(9・10月～4・5月)の農作物 ※冬場の半年間



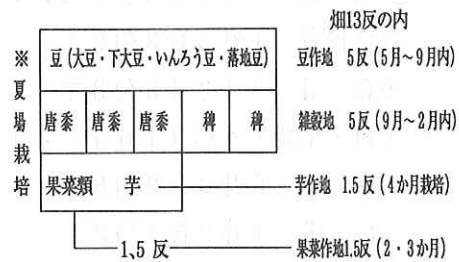
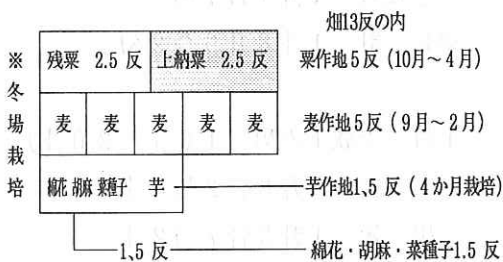
※(5・6月～9・10月)の農作物 ※夏場の半年間



正男(上人・中人)

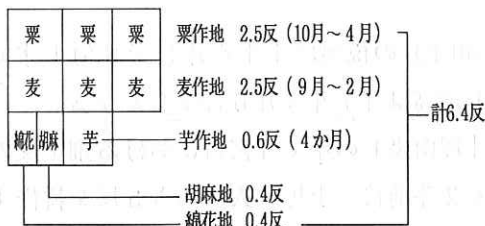
宮古の農業形態は基本的には二毛作であり、畑13反の1年間の畑利用面積は26反となる。「畑1反の収穫粟は、上畑で約3斗・中畑で2斗5升・下畑で2斗前後」ならば、上村上畑の粟畑5反だと「5反×3斗」=1石5斗の粟収穫となる。上村・平民上男の税粟7斗3升6合余を差し引くと「1石5斗-7斗3升6合余」=7斗6升4合余の残粟となる。税粟7斗3升6合余は、粟畑5反の内、2.5反分の収穫粟で上納可能となる。

仮に13反の畑に半年栽培で粟を作るとすると「13反×3斗」=3石9斗、税を差し引くと3石1斗6升4合余の残粟、その比率は「736合÷3,900合」=0.188=18.8%、1年間の畑利用面積に対する比率は「2.5反÷26反」=0.096=9.6%となる。

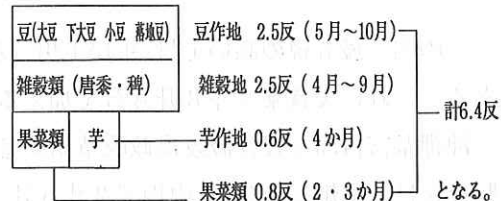


◎上村・平民下々人(15才から20才)の畑の持ち高・農業形態を図式すると、

※(9・10月～4・5月)の農作物※冬場の半年間



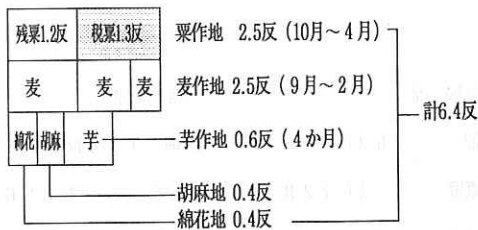
※(5・6月～9・10月)の農作物※夏場の半年間



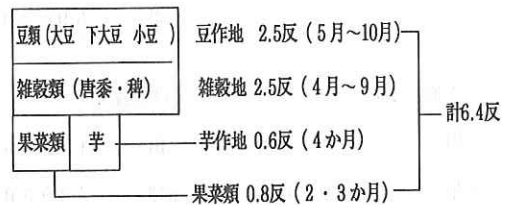
明治25年の上村・平民男・下々人の上納高は「1斗2升8合2勺4才」である。これに夫賃粟2斗8升8合を加えると「4斗1升6合余」となる。上村・上畑2.5反の粟作だと「2.5反×3斗」=7斗5升の収穫粟。これから4斗1升6合余の税を差し引くと、「750合-416合」=3斗3升4合の残粟となる。これは粟畑2.5反の内、1.4反分の収穫粟で上納可能となる。仮に6.4反の畑に半年栽培で粟を作ると1石9斗2升の収穫粟。これに対する税の比率は「416合÷1,922」=0.216=21.6%である。1年間の畑利用面積に対する比率は「1.4反÷(6.4反×2回)」=0.109=10.9%となる。

因みに夫賃粟とは災害保険税・予備費のようなもので、県庁へ定額839の上納、その差し引き残粟は凶作に備えて各村の貯穀(貯蓄)となる。凶作時の救済粟・諸税の未納者がある場合にはこの貯穀から未納分を立て替えて支出する。

※〔9・10月~4・5月〕の農作物※冬場の半年間



※〔5・6月~9・10月〕の農作物※夏場の半年間



『農務規模帳』は、正男の上人・中人は13反、下々人は6反4畝の畑を所持するよう指示するとともに「持ち不足の者には持ち過ぎの者から配分し、又は近辺の原野を村で開墾して譲り渡し、村人全員が難儀に及ばないよう農産物や上納人の多少に応じて配地すべきこと」と指導している。この指導に基づく畑面積13反を所持しておれば、明治24~26年頃の総貢粟は、1年間の畑利用面積26反の内、半年粟栽培面積2.5反ないし3反内の収穫粟、即ち、約12%内の半年畑利用で上納できたことになる。

明治24~26年頃の宮古の畑面積は7,713町3反。戸数7,238戸。一戸平均畑面積は10.66反。1年間畑利用面積〔10.66×2回〕=21.32反、貢粟畑・2.5反~3反÷21.32反=0.117~0.14=11.7%~14%の半年栽培面積で上納できたということになる。これを何公何民で言うならば、「弱2公・強8民」ということになろうか。

但し、論文「沖縄の土地整理事業ノート」を記した春日文雄氏(宇都宮大学名誉教授)によれば「宮古における明治20年代の耕作地(畑)は土地台帳に未登録のものが多く、未登録の耕作地を加えた実質的な耕作地面積は、明治32年から始まる土地整理の結果から、県統計資料数値の1.7倍となる」とのご教示があった。即ち、県統計資料・一戸平均10.66反の1.7倍=実質一戸平均耕作地は約18反となる。とすると、貢粟畑2.5反~3反の耕作地に対する比率は、半年耕作で〔2.5反~3反÷18反=0.138~0.166〕、1年2回耕作で〔

2.5反～3反÷36反=0.069～0.089]となる。これを何公何民で表せば「弱1公強9民」となる計算である。

ここで明治26年の分頭税(定額人頭配賦税)廃止騒乱に関わった城間正安・平良真牛・西里蒲・川満亀吉らの土地の所持高を見てみよう。

※明治20年代宮古島地主層と人頭税廃止運動報告資料(沖国大教授・波平勇夫氏)より

◎城間正安		◎平良真牛		◎西里蒲		◎川満亀吉	
※畑	23反412	田	0反321	※畑	23反310	※畑	42反313
原野	24反313	※畑	39反911	宅地	0反302	原野	16反810
宅地	1反809	原野	18反206	計	23反612	宅地	0反613
計	49反604	宅地	0反608			計	59反806
		墓地	0反109				
		計	59反208				
◎上地与野志		◎上地屋真		◎宮城金		◎高里真津	
田	3反721	田	1反206	※畑	63反628	※畑	114反905
※畑	48反405	※畑	42反308	原野	4反728	宅地	2反826
原野	26反529	原野	23反727	宅地	0反913	計	117反801
宅地	1反904	宅地	3反513	計	69反615		
計	80反629	計	70反824				
◎高里景親		◎宮城カマド		◎根間真津			
※畑	84反807	※畑	85反324	田	0反706		
原野	24反616	原野	2反910	※畑	93反000		
計	109反423	宅地	1反828	宅地	0反929		
		計	89反922	計	94反635		

◎この資料から人頭税廃止騒動・宮古島水産組合設立に関わった農民が殆ど豪農・地主層であったことが分かる。

城間正安の所持畑23.4反・平良真牛の所持畑39.9反・西里蒲の所持畑23.3反・川満亀吉の所持畑42.3反。高里真津の所持畑114反。高里景親の所持畑84反。根間真津の所持畑93反。これらの豪農にとって3反内の粟上納は何程のものか。城間(3反÷23.4反=0.12 畑利用3反÷46.8反=0.06=6%)・高里(3反÷114反=0.026 畑利用3反÷228反=0.013=1.3%)。

※これらの人々が何故に上納のため飢えて芋をすすったりするのだろうか？

①明治25年・輸出輸入表（『宮古島取調書』より）

輸出品	数量	価格	輸出品	数量	価格
米	16石	95円	海鼠	2,902斤	585円
※ 粟	1,409石	7,166円	日貝	1,917斤	215円
※小麦	480石	1,693円	夜光貝	978斤	85円
大麦	24石	72円	高尾貝	54,828斤	530円
※下大豆	207石	667円	男貝	6,200斤	50円
黒豆	71石	239円	長貝	8,500斤	85円
※小豆	166石	609円	海人草	157斤	5円
青豆	4石	19円	永良部鰻	178斤	9円
白豆	55石	223円	真珠玉	10匁	56円
※胡麻	50石	269円	鍋地金	1,200枚	11円
菜種子	4石	12円	安谷葉筵	16個	2円
落地道	4石	15円	コバ団圃	5,243個	52円
※紺細上布	232反	1,036円			
※砂糖	105,102斤	3,941円	合計		21,303円
※牛皮	1,597枚	170円			
※馬皮	951枚	58円	※穀物のほか、紺細上布や牛皮・馬		
※牛	205頭	2,007円	皮・牛馬豚も輸出されている。		
※馬	66頭	1,256円	※牛馬豚は食肉用。宮古の人々の日		
※豚	24頭	72円	常の食肉でもある。		

※明治25年の宮古の輸出品の中で、穀物類では粟1,409石（7,166円）・小麦480石（1,693円）の他、下大豆207石（667円）・小豆166石（609円）などが出荷されている。明治15年の粟の輸出高は5,000石、明治25年は1,409石と減少しているが、砂糖105,102斤（3,941円）の出荷に注目したい。利潤の低い粟栽培を最小限に抑えて、粟畑の一部に利潤の高い甘蔗栽培が行われたものと思われる。

輸入品	数量	価格	輸入品	数量	価格
※ 茶	37,432斤	1,267円	白砂糖	810斤	74円
白繻	8,204斤	2,217円	氷砂糖	83斤	11円
染繻	746斤	427円	※七部板	744間	381円
麻苧	3,729斤	1,097円	※四部板	405間	131円
泥藍	19,050斤	978円	※ 機	330代	242円
※素麵	4,844斤	238円	※角木	810本	405円
鯉節	185斤	46円	※ 傘	508本	55円
※味噌	6,231斤	164円	※蓆 (タバコ)	750斤	147円
※食塩	585石	1,635円	刻蓆	46斤	11円
※醤油	19石	173円	白米	10石	78円
焼酎	19石	160円	※陶器	11,249個	180円
上酒	1石	15円	※雑貨	27,180	4,013円
洋酒	20打	49円			
種子油	5石	171円	合 計		17,177円
※石油	62石	633円			
釜	10枚	3円	輸 出		21,303円
※ 鍋	2,855枚	1,650円	輸 入		17,177円
反布	544匁	196円			
※昆布	9,302斤	330円	※ 4,126円		黒字収支

※明治25年の輸入品の中で、日常の食生活に必要な商品として、茶37,423斤・素麵4,844斤・鯉節185斤・味噌6,231斤・食塩585石・醤油19石・昆布9,302斤・白砂糖810斤・石油62石などが輸入されている。道具類では鍋2,855枚・陶器11,249個・傘508本・雑貨類27,180件。家屋の建築材料として七部板744間分・四部板405間分・角木810本、その他、機330台・煙草750斤なども輸入されている。この頃には、宮古に島外から種々の品々が輸入されており、宮古がより物質的に豊かになりつつあることが伺われる。因みに、この年、宮古の輸出輸入は4,129円の黒字収支となっている。

8、まとめ

- 1 近世時代から近代初期までの宮古の税制は①1611年から1636年まで代懸（地租税）制度②1637年から1658年まで頭懸（人頭税）制度③1659年から1902年（明治35年）まで分頭税（定額人頭配賦税）制度④1903年（明治36年）以降は地租税制度へと変遷してきた。
- 2 宮古の石高・貢租高の推移は①1611年の石高11,288石余・貢租粟1,150石余、代（税率）=0.101②1625年の石高11,592石余・貢租粟2,154石余、代（税率）=0.185③1635年査定（寛永の盛増）の石高12458石余・貢租粟3367石余。以後、田畑などの耕作地は増加するが、王府は石高増加に伴う薩摩への貢租増を考慮して、以後、石高12,458石の数値を書き換えることをしなかった。
- 3 1637年から1658年まで、代懸（地租税）制度に代わって頭懸（人頭税）の制度が施行され、1635年査定の貢租粟3,367石余が人頭に賦課された。その内訳は粟納1,150石余・反布納が粟2,216石余分（白上布2,411疋・白中布116反・白下布2,228反・本下布314反=5,069反）である。この反布の数量は1647年に本下布上納を廃止して白下布を増反、白上布2,411疋・白中布116反・白下布2,471反=4,998反となった。1637年から1658年まで、如何なる方法で賦課したのか不明であるが、『沖縄県旧慣租税制度』は「一人につき何程という定率を定めて賦課したようである」と記している。
- 4 1659年から1902年まで、頭懸（人頭税）の制度に代わって分頭税（定額人頭配賦税）制度が施行された。頭懸（人頭税）制度だと正人人口の増減により税収入にも増減が生じたようで、1659年からは正人人口の増減に関わりなく貢租粟3,367石余を定額内訳 粟納1,150石余・反布納（白上布2,411疋・白中布116反・白下布2,471反=4,998反）とした。因みに、白上布1疋の製糸日数23日・製織日数10日、白中布1反・白下布1反の製糸日数13日・製織日数5日程度である。
- 5 この分頭税の賦課方法は、粟の場合は穀物の収穫高に応じて村を上村・中村・下村に分け、反布の場合は唐苧敷地の良否を調べて上村・中村とし、正人男女を上人・中人・下人・下々人の四ランクに分け、ランクごとに一定の率を以て、基本的には正人男には粟・正人女には反布を賦課した。このランク付けは当初は役人の見立てで行われていたが、1710年(1711年)に、上人は21才～40才、中人は41才～45才、下人は46才～50才、下々人は15才～20才の年齢制となった。

6 1711年には二度夫と称する労役が賦課されるが1729年には「夫賃粟」に変わり1737年には一人に付き粟8合4勺が賦課された。この夫賃粟から定額「839石」は王府へ上納、残りの粟は凶年に備えて各村の貯穀（貯蓄）とした。原則として粟納であるが、定額の半分は大豆・木綿花・木綿布・菜種子・胡麻での代納が許可された。

7 1727年に薩摩による「享保の盛増」があり、宮古では1749年に五出米（御賦米・荒欠米・新盛増出米・牛馬出米・在番出米）と称する付加税「定額514石」が徴収されたが、1874年には「牛馬出米・在番出米」が免除となり、「御賦米・荒欠米・新盛増出米」は「重出米（粟）」と称され定額「466石余」の徴収となった。

8 これら本租税・付加税の徴収にあたっては斗率及蔵役人心付と称する粟「766石」が付随して徴収された。

※貢租粟4,599石（本租3,367石+重出米466石+斗立及蔵役人心付766石）

内訳・粟納1939石（本租1150石+重出米466石+斗立及蔵役人心付323石）

反布納2659石分（本租2216石+斗立及蔵役人心付443石）

〔白上布2411疋・白中布116反・白下布2471反〕

◎この白上布・白中布・白下布は、王府の注文により一定の率で細上布・縮布・木綿布などと換えることができた(成換反布と称す)。

9 明治15年の貢租粟は1,616石余（1,150石+重出粟466石）・反布納2,216石余分（白上布1,263疋・白中下布・成換反布1,527反）。人口29091人・戸数6,195戸である。この貢租粟・貢租反布を各戸に平等に賦課すると、

※貢租粟は1,616石余+斗立及蔵役人心付323石+夫賃粟839石=2,778石

各戸の父親に賦課すると、 $2778石 \div 6195戸 = 1戸4斗4升8合余$ となる。

※貢租反布は1,263疋+1,527反=2,790反

各戸の母親に賦課すると、 $2,790反 \div 6,195戸 = 1戸0.45反$ の負担となる。

明治15年の宮古の輸出品（穀物・反布）

粟5,000石、麦300石、下大豆30石、紺細上布1700反、白細上布400反

上布800疋、中布50反、下布300反、木綿紺布50反、白木綿300反。

10 明治26年の宮古の人口35,046人、戸数7,238戸、貢租2,693石+民費2,602石=5,295石。

この貢租民費5,295石を各戸に平等に賦課すると、

※各戸の父親に賦課すると、 $5,295石 \div 7,238戸 = 1戸7斗3升1合$ となる。

この頃の1反当たり粟収穫高「上畑3斗・中畑2.5斗・下畑2斗程度」となっており、上村・上畑だと畑2.5反の収穫粟で上納可能となる。

◎明治25年の耕作地は、田82町6反、畑7,713町3反（粟畑2,864町、藍畑25町8反、甘蔗畑119町、残畑4,811町6反は麦畑・芋畑）である。この年の粟畑2,864町の収穫粟は8,121石で、畑1反平均収穫2斗8升3合である。粟畑2,864町の全畑7,713町3反に対する比率は37%、年間畑利用面積に対する比率は18.5%の半年利用となる。この収穫粟8121石から貢租民費5295石を差し引くと2832石の粟が残ることになる。

◎又、仮りに全畑7,713町3反に冬場半年間、粟を栽培すると〔77,133反×平均2斗8升3合=21,828石余〕となる。この全畑収穫粟に対する貢租民費の比率は、〔5,295石÷21,828石〕=24.2%となる。

◎全畑7,713町3反は夏場半年の豆類・雑穀類・芋類・果菜類の栽培に利用可能であり、貢租民費分の粟畑の全畑年間利用面積に対する比率は12.1%となる。

11 明治25年の上村・平民上人男の上納高は、総計7斗3升6合である。

上 納	2 斗 3 合 9 勺 9 才	}	計 4 斗 4 升 8 合 8 勺 1 才 + 夫 賃 粟 2 斗 8 升 8 合
出 米	4 升 4 合 5 勺		
所 遣	1 斗 7 升 7 合		
学校費	2 升 2 合 9 勺 5 才		

※総計7斗3升6合8勺1才

◎上村・上畑1反収穫粟3斗とすると〔総上納7斗3升6合8勺1才÷3斗=2.45反〕即ち、上村・平民上人男の上納粟は畑2.5反の収穫粟で上納可能となる。

◎『農務規模帳』の指示する13反の畑を所持し、冬場半年5反に粟、5反に麦、1.5反に芋、1.5反に綿花・胡麻・菜種子。夏場半年5反に豆類、5反に雑穀類、1.5反に芋、1.5反に果菜類。を栽培すれば、総上納粟7斗3升6合8勺1才は、5反の粟畑の内、畑2.5反の収穫粟で上納可能である。

◎全畑面積に対する上納粟畑の比率は〔2.5反÷13反=0.192〕=19.2%（半年利用）となり、年間畑利用面積（26反）に対する比率は=9.6%の半年畑利用となる。

◎城間正安の畑23反4畝、西里蒲の畑23反、平良真牛の畑39反、川満亀吉の畑42反。彼らは宮古の豪農・地主である。これらの豪農・地主たちにとって3反内の粟上納は苛酷なものとなるか？これはどのように計算すれば八公二民になるのだろうか？

12 粟の消費と輸出

◎近世時代から宮古では、祝事や祭祀など、事ある毎に酒（焼酎）が作られた。酒

(焼酎)の原料は粟である。ここで『沖縄県統計資料』により明治23・25年の沖縄県下の焼酎生産高を見ると、「明治23年 1位・首里14,145石 2位・宮古1,053石 3位・島尻289石」「明治25年 1位・首里66,978石 2位・宮古1,475石 3位・島尻201石」となっており、更に明治26年の宮古の醸造高は前年を上回って「1,894石」と増加している。

◎明治25年の宮古の主な穀物の輸出高は、粟1,409石、小麦480石、下大豆207石、小豆166石となっている。その他、紺細上布232反、牛皮1,597枚、馬皮951枚、牛205頭、馬66頭、豚24頭なども輸出されている。粟の輸出高を見ると明治15年は5,000石、明治25年は1,409石と減少しているが、代わって砂糖の輸出高105,102斤がめだつ。24年の粟の作付面積は何故か1戸平均4反弱である。これは1反前後の粟畑を利用して高価な換金作物である甘蔗の栽培を行い、利潤の比較的低い粟栽培を最小限におさえたものと思料される。

【続く・「人頭税廃止運動(もう一つの視点)」】

参考文献

- ①『朝鮮漂民の見聞録』(1477年)
- ②『御嶽由来記』(1707年)
- ③『御財制』(1725年頃)
- ④『御当国御高並諸上納里積記』(1750年頃)
- ⑤『富川親方宮古島農務規模帳』(1875年)
- ⑥『上杉県令先島巡回日誌』(明治15年)
- ⑦『沖縄県正租軽減理由書』(明治20年)
- ⑧『宮古島取調書』(明治27年)
- ⑨『一木書記官取調書』(明治27年)
- ⑩『沖縄県史21巻・旧慣調査資料』(1968年)
- ⑪『貢反布沿革調』(宮古郡教育部会)
- ⑫『宮古島庶民史』(1972年)
- ⑬『新稿・沖縄の歴史』(1970年)
- ⑭『宮古農民の人頭税廃止運動』
- ⑮『宮古の民俗文化』(1975年)
- ⑯『平良市史第1巻・通史編1』(1979年)
- ⑰『平良市史第4巻・近代資料編』(1978年)
- ⑱『平良市史第8巻・人物補遺編』(1988年)
- ⑲『明治20年代宮古地主層と人頭税廃止運動報告資料』(1994年・波平勇夫氏)
- ⑳『沖縄県土地整理事業ノート』(春日文雄氏)